

**特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等
開催事業**

実施団体公募要領

令和5年4月

厚生労働省

特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業

実施団体公募要領

1 総則

看護師の特定行為研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

制度創設の趣旨である在宅医療の推進に加え、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040年に向けて、高齢者の増加と生産年齢人口の減少の進行に伴う医療ニーズの増大とマンパワーの確保、医療従事者の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアへの対応が同時に必要になります。このような状況を踏まえ、特定行為研修修了者にはその活躍が一層期待されています。

厚生労働省では、医療機関等において、多くの特定行為研修修了者を養成するとともに、養成した修了者が医療機関で十分にその能力と役割を發揮できる仕組みの構築を目指しています。そのため、看護師の特定行為研修の受講と研修修了者の活動の推進に組織的かつ継続的に取り組む指定研修機関に対し、その取組を支援するためのワークショップと、このような取組を全国の指定研修機関や医療機関等に向けて周知することを目的としたシンポジウムを開催する団体（以下「実施団体」という。）の選定を行うため、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2 事業の目的

看護師の特定行為研修の受講と特定行為研修修了者の活動を推進する取組を、組織的かつ継続的に行う指定研修機関への技術的な支援と、全国の指定研修機関や医療機関等に対してこのような先駆的な取組の周知を行うことを通じて、特定行為研修修了者の養成と研修修了後の活動を推進することを目的とします。

3 事業内容

(1) 検討委員会の設置・運営

本事業を効果的に実施するため、検討委員会を設置する。委員会の委員は、厚生労働省医政局看護課と事前に調整の上、特定行為研修の共通科目等の受講機会を広く看護師に提供する等の特定行為研修修了者の養成と活用に先駆的に取り組む医療機関等の代表者や、特定行為研修修了者の活用等に関する有識者を中心に構成すること。また、委員会では、「看護職員確保対策事業等実施要綱」（平成22年3月24日医政発0324第21号）に基づき実施する特定行為研修の組織定着化支援事業（以下「組織定着化支援事業」という。）の取組を行う医療機関に対する具体的な支援内容（ワークショップのプログラム）やワークショップの効果的

な実施方法、シンポジウムのプログラムについて、検討を行うこと。

(2) ワークショップの開催

① 対象

組織定着化支援事業の補助対象施設であり、看護師の特定行為研修の受講と特定行為研修修了者の活動を推進する取組を、組織的かつ継続的に行う指定研修機関である医療機関等の看護部長や特定行為研修の責任者及び看護師の特定行為研修に携わる者等

② 開催方法等

本ワークショップは、医療機関等の取組の進捗状況に合わせて、年3回以上開催すること。開催方法は、ワークショップ形式（参加者主体の体験型研修）とし、開催場所については参加者の利便性を考慮し、設定すること。また、オンライン形式による開催も可能とする。

③ 内容

ワークショップのプログラムは、参加する医療機関等の進捗に応じた内容とし、各医療機関等の取組を進める上での課題の解決や円滑な取組の推進に資するものであること。その際、全ての回において、参加する医療機関等から別添1に定める事項を記載した報告書を回収し、進捗の共有を行うとともに、参加する医療機関等が必要に応じて取組に対する有識者からの助言を得られるものとする。また、ワークショップ各回ごとに、参加者に対するアンケート調査を実施し、その結果を次回のワークショップの開催に活用すること。

なお、プログラムの具体的な内容等については、(1)の検討委員会で十分に検討し、厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

④ ワークショップの実施報告

実施団体は、ワークショップごとに別添2に定める事項を記載した実施報告を作成の上、ワークショップ開催後1ヶ月以内に厚生労働省医政局看護課に提出すること。

(3) シンポジウムの開催

① 対象

医療機関等で看護師の特定行為研修に携わる者等

② 開催方法等

本シンポジウムは年1回以上開催すること。開催にあたっては、組織定着化支援事業の取組を行う医療機関以外にも広く参加者を募集するとともに、対象者が多数参加できるよう、適切な時期・時間・場所・方法等を設定すること。また、オンライン形式による開催も可能とする。なお、開催時期は厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

③ 内容

組織定着化支援事業の取組を行う医療機関からの報告等を通じて当該事業を広く周知するため、シンポジウムのプログラムには、以下の内容を含むこと。なお、プログラムの具体的な内容及びシンポジストの選定については、(1)の検討委員会で十分に検討し、厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

ア) 特定行為研修制度及び組織定着化支援事業の概要

イ) 組織定着化支援事業の進捗状況等の全体総括及び各医療機関等における組織定着化支援事業の実施状況に係る内容

ウ) 特定行為研修修了看護師の組織的配置・活用ガイド^{※1}の周知・普及、活用に係る内容

※1 令和2年度～3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「特定行為研修修了者の複数配置に関する実態把握及び有効活用に影響する要因の調査（研究代表者：酒井郁子）」

エ) 参加者に対するアンケート調査

④ シンポジウムの実施報告

実施団体は、シンポジウムの終了後、別添2に定める事項を記載した実施報告を作成の上、令和6年3月末までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

(4) 報告書の作成

実施団体は(2)及び(3)の実施報告に加えて、検討委員会での検討事項等も含めた本事業全体の報告書を作成の上、令和6年3月末までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

4 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護師の特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該

当する。

- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式2）を提出すること。

（2）業務の遂行

事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局看護課と協議すること。

（3）個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・ 個人情報の取扱いに係る規定
 - ・ 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・ 個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

5 事業期間

事業期間は、実施団体として選定された日から令和6年3月31日までとする。

6 応募団体の評価

(1) 評価の方法

実施団体の採択については、医政局看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に1団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

7 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については、8,929千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は、3 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

8 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月19日（水）

（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel : 03-5253-1111

fax : 03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の午前9時30分～午後6時15分(正午～午後1時を除く。)とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業企画書」 5部

イ 団体の概要が分かる資料 2部

・パンフレット等

・定款又は寄付行為

・団体の直近より過去3年分の財務諸表(写)

ウ その他必要な資料 2部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。

※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

※ 応募書類の差し替えはできません。

特定行為研修の組織定着化支援のためのワークショップ等開催事業
第〇回ワークショップ 取組状況報告書

作成日 年 月 日
医療機関名

1. 年間スケジュール
2. 特定行為研修管理委員会の設置、開催状況
特定行為研修管理委員会の設置の有無、設置していない場合は準備状況、委員構成、委員会の開催数・開催スケジュール、等
3. 特定行為研修管理委員会における検討内容
特定行為研修修了者の配置・活用の構想に関する事、手順書の整備・改訂、特定行為研修修了者の実践への支援に関する事、特定行為に係る医療安全に関する事、等
4. 組織定着化支援事業による共通科目の受講機会の提供対象となる看護師のeラーニングによる共通科目の受講状況
受講機会の提供状況、受講中の看護師数、等
5. 特定行為研修修了者を支援するメンターの配置状況
メンター配置の有無、配置している場合は特定行為研修修了者数、メンター数、メンターを務める者の職種屋職位、具体的な支援内容、等
6. 上記以外で今年度、独自に特定行為研修の体制整備に関して組織で決定した事項
(記載可能な範囲で記載)
7. 取組を推進するうえでの課題、困難な事項
8. その他

特定行為研修の組織定着化支援のためのワークショップ等開催事業
第〇回ワークショップ実施報告書

作成日 年 月 日
実施団体名

1. 開催概要

開催日時、開催場所、開催方法（対面、オンライン等）等

2. ワークショップのテーマ

3. 参加者の概要

参加者数、参加者の属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無、特定行為研修の指導者講習会受講の有無、等）等

4. 有識者の概要

有識者名、有識者の属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無、等）等

5. ワークショップのプログラム概要

進行表等

6. ワークショップの実施概要

ワークショップの実施内容を記載。講義概要やグループワークの内容等、参加した医療機関等の具体的な課題や工夫等について記載。

7. ワークショップの評価

参加者からの評価、有識者からの意見等

8. ワークショップのまとめ

次回ワークショップに参考にすべき事項（第3回目は次年度の事業実施にあたり参考にすべき事項）等

9. その他

※参加した全ての医療機関等の提出資料を本報告書に添付すること。

特定行為研修の組織定着化支援のためのワークショップ等開催事業
シンポジウム実施報告書

作成日 年 月 日
実施団体名

1. 開催概要
開催日時、開催場所、開催方法（対面、オンライン等）等
2. シンポジウムのテーマ
3. 参加者の概要
参加者数、参加者の属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修修了の有無、特定行為研修の指導者講習会受講の有無、等）等
4. シンポジストの概要
シンポジスト名、シンポジストの属性（所属機関名、職種、職位、特定行為研修終了の有無、等
5. シンポジウムのプログラム概要
進行表等
6. シンポジウムの実施概要
シンポジウムの実施内容を記載。シンポジストの講演内容。また、参加者からの質問や意見についても記載すること。
7. シンポジウムの評価
参加者からの評価、シンポジストからの意見、アンケート調査結果、等
8. その他
次年度の事業実施にあたり参考にすべき事項等